

公共浄化槽等整備推進事業実施要綱

第１ 事業の目的

この事業は、市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）が設置主体となって浄化槽を特定の地域を単位として整備し、し尿と雑排水（工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

第２ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、市町村とする。

第３ 事業の内容

この事業は、地域を単位として浄化槽の計画的な整備を図るため、市町村が設置主体となって浄化槽の整備を行うのに必要な費用を助成する事業とする。

なお、本実施要綱において、公共浄化槽等とは、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 2 条第 1 号の 2 に規定する公共浄化槽（浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第 40 号）附則第 2 条に定めるみなし公共浄化槽を含む。以下同じ。）及び市町村が所有する公的施設に整備される浄化槽をいう。

本事業の助成の対象は、交付金の交付年度に浄化槽の整備が実施されるものであり、当該事業年度の前年度以前に既に設置済みであるものは、助成の対象外であること。

（１）事業の対象となる地域

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項又は同法第 25 条の 23 第 1 項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の地域であって、浄化槽による污水处理が経済的・効率的である地域として、環境大臣が適当と認める地域であること。

（２）事業の対象となる浄化槽等細目基準

浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 4 条第 2 項の規定による構造基準に適合し、かつ、別に定める要件に該当する浄化槽又は変則浄化槽（高度処理型の変則浄化槽に限る。以下同じ。）若しくは共同浄化槽であること。

（３）浄化槽設置事業の対象となる範囲

浄化槽設置事業の対象は、（１）の事業の対象となる地域内に市町村が浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽（市町村が管理するものに限る。）を設置する事業であって、次のア又はイに該当するものとする。

ア 単独処理浄化槽又はくみ取り槽を合併処理浄化槽に転換して設置するものであること。

イ 上記ア以外の場合で、市町村が浄化槽による污水处理が必要と認めて設置するものであること。

（４）浄化槽改築事業の対象となる範囲

浄化槽改築事業の対象は、（１）の事業の対象となる地域内に設置されている既設

の浄化槽の改築に係る事業であって、災害に伴い必要となった浄化槽を改築する場合における改築に直接必要な次の（ア）～（オ）の設備の範囲、また、市町村が定める浄化槽長寿命化計画により浄化槽を改築する場合（別に定める要件に該当するもの）における改築に必要な次の（ア）～（カ）の設備の範囲に限るものとする。

（ア）スクリーン、脱水機、沈砂槽、その他汚水の前処理に必要な設備

（イ）その他の污水处理設備

（ウ）消毒設備

（エ）脱臭設備

（オ）換気、除じん等に必要な設備

（カ）その他本体設備

（５）浄化槽更新事業の対象となる範囲

浄化槽更新事業の対象は、（１）の事業の対象となる地域内に設置されている既設の浄化槽の老朽化に伴う更新を行うものであること。

（６）浄化槽設置事業の対象となる経費

浄化槽設置事業の対象となる経費は、浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽の設置に直接必要な次の範囲とする。

ア 浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費（流入、放流に係る管きょ及びますに係る費用を除く。）

イ 浄化槽本体に係る積雪荷重対策及び凍結防止対策に必要な工事費（豪雪地帯対策特別措置法第２条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯において整備される場合に限る。）

ウ 単独処理浄化槽又はくみ取り槽から浄化槽への転換（既設の住宅等に設置された単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換（水回りのリフォームと併せて実施する場合にも対象とする））に係るアの工事に付帯して行う宅内配管工事費（浄化槽への流入管（トイレ、台所、洗面所、お風呂等からの排水）、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費）

なお、宅内配管工事の主体に応じてその根拠となる補助要綱は次のとおり

（ア）宅内配管工事を市町村が実施する場合のもの [本要綱]

（イ）宅内配管工事を個人が実施する場合のもの [浄化槽設置整備事業実施要綱]

エ 単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去に必要な工事費（浄化槽設置に当たり撤去が必要な場合であって同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。ただし、共同浄化槽の設置を行う場合にはこの限りでない。）

オ 単独処理浄化槽から浄化槽への転換により使用を廃止する単独処理浄化槽について洗浄・消毒等の公衆衛生上適切な措置を講じて雨水貯留槽等に再利用するために必要な工事費

カ 共同浄化槽に接続するための流入管（公共ますから共同浄化槽まで接続するための市町村が設置する管きょ等をいう）の整備に必要な工事費（共同浄化槽を整備した場合と各戸で浄化槽を整備した場合の費用差額相当の金額を上限とする。）

キ 高度処理型浄化槽の整備に必要な費用と通常型浄化槽の整備に必要な費用の差額（通常型浄化槽の設置を禁止し、高度処理型浄化槽のみで整備を行うことができる

旨を市町村条例などで制定等の後5年間に限る。)

(7) 浄化槽改築事業の対象となる経費

浄化槽改築事業の対象となる経費は、浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽(市町村が管理するものに限る。)の関係設備の改築に直接必要な工事費とする。

(8) 浄化槽更新事業の対象となる経費

浄化槽更新事業の対象となる経費は、浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽(市町村が管理するものに限る。)の更新に直接必要な次の範囲とする。

ア 浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費(流入、放流に係る管きょ及びますに係る費用を除く。)

イ 浄化槽本体に係る積雪荷重対策及び凍結防止対策に必要な工事費(豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯において整備される場合に限る。)

ウ 浄化槽更新事業に伴う合併処理浄化槽の撤去に必要な工事費

(9) 事業の要件

ア 事業共通の要件

本事業は、コスト縮減や経営改善に資する「①PFI等の民間活用、②大型浄化槽による共同化、③公営企業会計の適用」を検討するものとし、次のアからオの全てを満たすものであること。

市町村は、設置する浄化槽の使用予定人員を可能な限り把握し、事業を実施すること。共同浄化槽の設置にあたって、その計画処理対象人員は100人以内とし、その人員の算定は共同浄化槽に接続する家屋に居住する実定住人口を踏まえたものであること。

なお、浄化槽又は変則浄化槽の設置については、日本産業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302-2000)」の2に定めるただし書に基づき、市町村は、浄化槽の人槽は住宅の延べ面積のみで決定されるのではないという認識を十分に持った上で浄化槽の人槽を検討すること。

(ア) 浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽の工事着手までに当該工事に係る住民から浄化槽の設置及び便所等との接続等について文書で承諾を得ていること。

(イ) 事業の全体計画において、事業実施地域内の全戸に戸別(共同住宅にあっては、当該共同住宅1棟をもって1戸とする。)の浄化槽又は変則浄化槽を整備する事業であるか、若しくは浄化槽を全戸に戸別に設置するよりもその地域の一部について共同浄化槽を設置して戸別の浄化槽又は変則浄化槽と共同浄化槽を組み合わせ整備する方が経済的・効率的な場合は浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽を整備する事業であること。

(ウ) 本事業により整備された浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽については、やむを得ない場合を除き、設置完了後1年以内に便所、台所、風呂等と浄化槽の間及び浄化槽と放流先の間を管きょで接続し、使用を開始すること。

(エ) 設置後の浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽の適正な維持管理を確実に確保するための住民等の協力体制が整っていること。

また、市町村は、浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽の管きょの接続状

況を把握し、未接続等の場合にあっては、住民に対し文書で接続を指導する等、その解消に努めること。

(オ) 市町村の公営企業として実施し、本事業により整備された浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽の維持管理については、特別会計により経理し、適正な料金の徴収が確実と見込まれるものであること。

イ 各事業の助成要件

① 高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽の整備事業

ア 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽（（２）に該当する浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽のうち、別に定める要件に該当するもの。）の整備を行う事業にあっては、（１）に該当する地域のうち、窒素又は磷対策を特に実施する必要がある地域であって、以下のいずれかに該当する地域において行われるものであること。

（ア）「窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼」（昭和 60 年環境庁告示第 27 号）により指定された湖沼に生活排水が排出される地域

（イ）「窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る海域」（平成 5 年環境庁告示第 67 号）により指定された海域に生活排水が排出される地域

（ウ）上水道の取水口より上流に位置する地域でかつ水源地域対策特別措置法（昭和 48 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項で指定するダムの周辺地域

イ 高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽（（２）に該当する浄化槽又は変則浄化槽のうち、別に定める要件に該当するもの。）の設置を行う者に対し助成を行う事業にあっては、（１）に該当する地域のうち、窒素対策を特に実施する必要がある地域であって、次のいずれかに該当する地域において行われるものであること。

（ア）「窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼」（昭和 60 年環境庁告示第 27 号）により指定された湖沼に生活排水が排出される地域

（イ）「窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る海域」（平成 5 年環境庁告示第 67 号）により指定された海域に生活排水が排出される地域

（ウ）上水道の取水口より上流に位置する地域でかつ水源地域対策特別措置法（昭和 48 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項で指定するダムの周辺地域

ウ 窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽（（２）に該当する浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽のうち、別に定める要件に該当するもの。）の整備を行う事業にあっては、（１）に該当する地域のうち、窒素又は磷対策を特に実施する必要がある地域であって、以下のいずれかに該当する地域において行われるものであること。

（ア）「窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼」（昭和 60 年環境庁告示第 27 号）により指定された湖沼に生活排水が排出される地域

（イ）「窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る海域」（平成 5 年環境庁告示第 67 号）により指定された海域に生活排水が排出される地域

（ウ）上水道の取水口より上流に位置する地域でかつ水源地域対策特別措置法（昭和 48 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項で指定するダムの周辺地域

エ BOD 除去能力に関する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽（（２）に該当する浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽のうち、別に定める要件に該当するもの。）の整備を行う事業にあつては、（１）に該当する地域のうち、生活環境の保全や公共水域の水質保全のため水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の排水基準にかえて BOD、COD について、同項の排水基準で定める許容限度より厳しい許容限度を定める排水基準が定められている地域において行われるものであること。

② 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業

市町村が、環境配慮型浄化槽（別に定める要件に該当するもの）の整備を行う際、各年度の整備計画に基づき、以下の（ア）及び（イ）の要件に該当するものであること又は（ウ）若しくは（エ）のいずれかの要件に該当するものであること。

（ア）浄化槽処理促進区域に指定された区域内での整備であること。

（イ）整備計画の（年度毎）事業計画額のうち 6 割以上が単独処理浄化槽・くみ取り槽からの転換であること。又は、事業計画額のうち 3 割以上が単独処理浄化槽・くみ取り槽からの転換であり、併せて地域防災計画に位置づけられた施設に浄化槽も整備すること。（なお、共同浄化槽を設置する場合及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条に定める過疎地域における集落再構築に必要な集合住宅の浄化槽を整備する場合は、単独処理浄化槽・くみ取り槽からの転換とみなして取り扱う。）

（ウ）浄化槽法附則第 11 条第 1 項に基づく特定既存単独処理浄化槽からの転換であり、次の 1）及び 2）の要件を満たすものであること。

1）特定既存単独処理浄化槽が設置されている世帯が 65 歳以上の 2 名以下の世帯であり、当該特定既存単独処理浄化槽の使用者の所得が 1 名当たり月収 15 万 8 千円以下であること。

2）当該特定既存単独処理浄化槽の使用者が浄化槽法第 10 条に基づく保守点検及び清掃並びに同法第 11 条に基づく法定検査を前年度より実施しており、かつ、同法に基づく都道府県等からの特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指導等を遵守していること。

（エ）東日本大震災からの復興に資する計画であること。

（オ）令和 6 年能登半島地震からの復旧・復興に資する計画であること。

なお、実績報告において上記に定められた条件を満たすことが出来なかった市町村については、やむを得ない場合を除いて、本事業を実施したとは認めないものとする。その際、上記（３）又は（６）の規定に合致する場合には、その内容に基づく整備を実施したものとして取り扱うものとする。

③ 公的施設・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業

市町村が所有する公的施設の単独処理浄化槽について、整備計画期間中に計画的に合併処理浄化槽に転換する事業計画を定めて実施する事業であること。または、市町村の防災計画に定める防災拠点施設に設置された単独処理浄化槽（くみ取り槽含む）について、整備計画期間中に計画的に合併処理浄化槽に転換する事業計画を定め実施する事業であること。

④ 汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業

本事業は、市町村が、汚水処理施設の整備に関する都道府県構想を踏まえて作成した汚水処理施設を概成するための整備内容等に係る計画（アクションプラン）の点検及び必要な見直し等を行い、汚水処理施設概成に向けて、浄化槽整備区域内の浄化槽処理人口普及率の増加率（事業計画期間内の年平均増加率）を現地域計画における直近年度までの年平均増加率の 1.5 倍以上とする事業計画に基づき浄化槽整備の加速化を行うことによって、アクションプランで定めた目標を達成するものであること。

⑤ 公共浄化槽における少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業

本事業は、浄化槽法第 2 条第 1 号の 2 に定める公共浄化槽の整備促進・管理向上及び少人数高齢世帯の負担軽減のため、市町村が、その管理する公共浄化槽の使用に係る料金（浄化槽法に定める保守点検、清掃、水質に関する検査の費用に相当するもの）を低減する事業に対して、その経費の一部を助成するものであり、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 本事業の対象となる少人数高齢世帯は、65 歳以上を含む 2 名以下の世帯であり、世帯の所得が 1 名当たり月収 15 万 8 千円以下であること。

イ 交付金の交付期間は 3 年以内とすること。

ウ 当該市町村において、持続的な公共浄化槽事業の実施が可能となるよう、上記の交付期間内に下記（ア）～（ウ）を行うものであること。

（ア）維持管理の効率化・適正化（維持管理の集約化、契約・料金事務等の電子化、維持管理計画見直しによる合理化等）

（イ）適切な事業収支計画の策定（適正な使用料や回収率の設定等）

（ウ）上記（ア）及び（イ）による効率化等を踏まえた公共浄化槽の整備促進計画（年度毎の事業計画額の 1 割以上が単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換事業であるもの）の策定

（11）工事施工監督

浄化槽の工事施工については、建築基準法、浄化槽法、その他関係法令を遵守し、適切な監督の下で行うものとする。

第 4 経費の負担

市町村がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する費用については、次のものとする。

（１）環境事務次官が別に定める「循環型社会形成推進交付金交付要綱」第 5 及び第 6 に基づいて、予算の範囲内で交付を行うものであること。

（２）その他、環境事務次官が必要に応じて別に定める交付金交付要綱に基づいて、予算の範囲内で交付を行うものであること。

第 5 その他

（１）特別な事情により第 1 から第 4 までに定めるところによることができない場合は、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。